

大津市の反論主張に残った「内規」の疑問 ～大津地裁「開発該当性の判断基準」を議論～

まち連だより



2015年
7・8月号



まち連HP

大津市の開発判断に関する反論主張(要旨)

(1) 学園工事の当時、「手引き」に「切土または盛土高が0.5m以内」という基準が未記載だったのは事実。しかし、内規ないし運用基準として実務や窓口相談での運用も十分あり、明文化の前後で扱いは変わらない。(乙12号証)

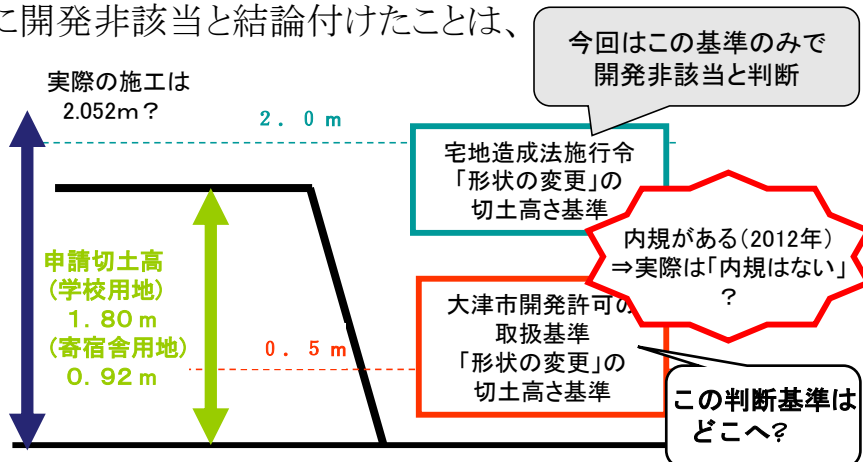
(2) 「0.5mを超える切土または盛土」行為を「地ならし程度」でなく「形状の変更(=開発該当)」とする判断もあり得たと考えるが、あくまで例示的なものであるから他の要素も考慮して非該当とすることもあり得る。その判断は事案ごとに個別に行われるので、一概には言えない。また、具体的にそのような取扱いの例があったかどうかは現時点では確認できない。(乙13号証)

(3) 「都市計画法、土地区画整理法及び宅地造成等規制法において、一切適切に造成された宅地」に対する開発の判断基準は、それ以外の場合と取扱いが異なる。この扱いは「手引き」では未公表だった。(乙13号証)

上記主張を踏まえ、裁判官からは開発判断における「地ならし程度」の基準運用の根拠が質問されました。しかし、「0.5mの基準を明記する前から「地ならし程度」を想定していた事を示せるような、例えば内規とか?」との問い掛けに、大津市の弁護士は同席した市職員に「特にないの?」と確認のうえで「ない」と回答するなど前述(1)の主張との矛盾も見られました。

しかしながら、先に審議された建築審査請求では、市の職員が「内規」という言葉を使って審査員に説明し、その言葉を根拠に開発非該当と結論付けたことは、当時の議事録に記されています。

更に、私学審議会では、この結論を前提に学校設置の議論がなされた経緯があります。今となって「内規が無い」とする主張がなされることは非常に残念です。



長生村、幸福の科学大学不認可後も調査特別委員会を継続 ～村議会では「地域住民は大変な不安を抱えています」との発言も～

2015年春に宗教法人・幸福の科学が千葉県・長生村で運営を始めた「ハッピー・サイエンス・ユニバーシティ(以降、HSU)」について、開校前の村議会で、村長に住民の不安解消策を問う答弁が行われていたことが明らかになりました。議会質問を行った議員は、発言冒頭で「社会的信用性に乏しい宗教団体の私塾に、地域住民は大変な不安を抱えています。」と前置きした上で、転入予定者数と住民不安の解消策を尋ねました。今後、塾生等が増え続ける予測に対して村長から具体的な不安解消策が示されなかったことから、防犯抑止力強化策として防犯パトロールカーの巡回強化が要請されました。一方、幸福の科学学園による大学認可申請が引続き行われることが予想されるため、調査特別委員会の継続が決定されました。この委員会は、村民の住環境、自然環境、地域経済等に与える影響についての意見聴取と安全・安心な村づくりに必要な事項を調査研究することを目的としています。長生村は行政として引き続き住民不安解消に向けた取り組みを具体的に継続した形になります。

建築裁判日程のお知らせ

(日程)

第16回 2015年 9月30日(水)10時00分

第17回 2015年11月13日(金)10時30分

(場所) 大津地方裁判所

顧問弁護士による法律相談

京都第一法律事務所:

弁護士 飯田 昭、寺本 憲治、電話 0120-454-489

渡辺・玉村法律事務所:

弁護士 玉村 匡、竹中由佳理、電話 075-223-6161

けやき法律事務所: 弁護士 浅井 亮、電話 075-211-4643

古家野法律事務所: 弁護士 東岡 由希子、電話 075-223-2788

仰木の里地区での湖西道路(国道161号線)の4車線化工事について

湖西道路(国道161号線) 真野IC～坂本北IC間の4車線拡張工事が平成28年度より仰木の里でも着手されることになりました。工事は平成27年国会の予算化を受けたもので、滋賀県・三日月知事は、「交通事故や渋滞の削減による地域活性化」「災害避難や緊急医療搬送などへの役割を果たす」として、県として最大限協力する旨のコメントを行っています。一方、仰木の里地区に限れば、現在の湖西道路には防音壁等の措置は無く、騒音・振動に悩む声があがっています。このような現状で行われる拡張工事は生活環境への影響をも拡大するものです。行政からの地元説明と議論が予定されていますので、まち連だよりでもお知らせしてまいります。

